

暴力追放運動推進センターの代表者の変更

暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第三条第一項の規定により、公益財団法人岡山県暴力追放運動推進センターの代表者を次のとおり変更する旨の届出があった。

令和八年八月二十四日

岡山県公安委員会

一 変更に係る事項

代表者を下野間豊及び小倉誠から下野間豊及び岸淵秀夫に変更する。

二 変更年月日

令和八年六月一日

三 変更の理由

代表者の小倉誠が退任し、新たに岸淵秀夫が代表者に就任したため。